

様式1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 広島外科整形外科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成5年3月31日

- (4) 設立登記年月日 平成5年4月19日

- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	西賀 隆夫	管理者
理事	西賀 厚子	
同	西賀 雅隆	
同	西賀 絵理佳	
同	西賀 琢真	
監事	片岡 則子	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 広島外科整形 外科医院	2510500578	滋賀県東近江市八日市 東浜町1番27号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険0床] [介護保険0床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和7年5月26日 令和6年度決算の決定

令和7年3月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院  
 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号

※医療法人整理番号 00099

財 産 目 録  
 (令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	225,682 千円
2. 負 債 額	27,750 千円
3. 純 資 産 額	197,932 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	164,640
B 固 定 資 産	61,042
C 資 産 合 計 (A+B)	225,682
D 負 債 合 計	27,750
E 純 資 産 (C-D)	197,932

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院

※医療法人整理番号 0 0 0 9 9

所在地 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町 1 番 2 7 号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	164,640	I 流 動 負 債	27,750
II 固 定 資 産	61,042	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	11,348	負 債 合 計	27,750
2 無 形 固 定 資 産	130	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	49,564	科 目	金 額
		I 資 本 金	16,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	181,932
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	197,932
資 産 合 計	225,682	負 債 ・ 純 資 産 合 計	225,682

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院  
 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町 1 番 2 7 号

※医療法人整理番号 0 0 0 9 9

損 益 計 算 書  
 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	191,266
2 事業費用	196,605
本来業務事業損失	5,339
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	5,339
II 事業外収益	1,533
III 事業外費用	148
経常損失	3,954
IV 特別利益	2,650
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,304
法人税等	222
当期純損失	1,526

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 広島外科整形外科医院  
理事長 西賀 隆夫 殿

私（注1）は、医療法人社団広島外科整形外科医院の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月25日

医療法人社団 広島外科整形外科医院  
監事 片岡 則子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。